

国土審議会 第6回特殊土壌地帯対策分科会

平成25年2月22日

【長崎地方振興課長】 それでは、定刻より少し早いですが、始めさせていただきたいと思えます。

国土審議会特殊土壌地帯対策分科会の委員及び特別委員総数8名のうち、本日は6名の方々にご出席いただいております。定足数である半数を超えておりますので、分科会は成立いたしております。ただいまから第6回特殊土壌地帯対策分科会を開催させていただきますと思えます。

私は、当分科会の事務局をお預かりしております国土交通省国土政策局地方振興課長の長崎と申します。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず会の冒頭に当たりまして、本日の会議の公開と国土審議会に関する手続につきましてご説明いたします。まず、公開についてですが、国土審議会特殊土壌地帯対策分科会運営規則第4条の規定によりまして、会議は原則として公開することとなっておりますので、本日の分科会でも会議、それから、後で作成いたします議事録ともに公開したいと考えております。あらかじめご了承をお願いいたします。

次に、手続でございますが、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯対策事業計画につきましては、法第3条の規定によりまして、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が国土審議会の意見を聴いて定めることとされております。本日は、特殊土壌地帯対策事業計画（案）に対するご意見を分科会の議決として取りまとめていただきますようお願いいたします。

そして、この分科会の議決につきましては、国土審議会運営規則第7条2項の規定に基づきまして、分科会の議決は、国土審議会会長の同意を得て審議会の議決とするとなっておりますので、本日の分科会後に分科会長名で会長宛て報告とあわせて同意をいただくという手続をとりまして、さらにその後、国土審議会会長名で関係する大臣へ意見を具申する、そのような手続になっております。

それでは、本日ご出席の当分科会の委員及び特別委員の皆様方を改めてご紹介させていただきますと思えます。窓側正面向かいまして左手、本分科会の会長をお願いしております。

す原田委員でございます。

【原田委員】 原田でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 そのお隣、分科会長代理をお願いしております高木特別委員でございます。

【高木特別委員】 鹿児島大学の高木でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 それから、私の向かい側になりますが、磯部特別委員でございます。

【磯部特別委員】 磯部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 そのお隣、井本特別委員でございます。

【井本特別委員】 井本でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 そして、こちら側にまいりまして、中村特別委員でございます。

【中村特別委員】 中村です。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 そして、和田特別委員でございます。

【和田特別委員】 和田と申します。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 ありがとうございます。また、前田特別委員と溝口特別委員のお二人につきましては、公務等により本日ご欠席との連絡をいただいております。

続きまして、国土交通省からの出席者を紹介いたします。私の左隣、渡延大臣官房審議官でございます。

【渡延大臣官房審議官】 渡延でございます。

【長崎地方振興課長】 それから、本日は大森国土政策局長も出席の予定ですが、政務関係でおくれておりまして、後ほど参る予定でございます。

続きまして、特殊土壌地帯対策の取りまとめ窓口であります農林水産省からの出席者を紹介いたします。實重農村振興局長でございます。

【實重農村振興局長】 實重でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 三浦農村振興局農村政策部長でございます。

【三浦農村政策部長】 三浦でございます。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 続きまして、米田同中山間地域振興課長でございます。

【米田中山間地域振興課長】 米田です。よろしくお願いいたします。

【長崎地方振興課長】 引き続きまして、事務方を代表いたしまして、農林水産省の實重局長から挨拶を申し上げます。

**【實重農村振興局長】** 農村振興局長の實重でございます。第6回の分科会の開催に当たりましてご挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。また、日ごろから、この特殊土壌地帯対策につきましてご指導いただいていることを改めてお礼申し上げる次第でございます。

ご案内のとおりでございますが、この法律、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法につきまして、前回のこの分科会におきまして、今後とも特殊土壌地帯対策を引き続き強力に推進することというご意見を賜りました。これを国土審議会の意見として主務大臣に答申を提出いただいたところでございます。

これを踏まえまして、昨年3月に、この法律の有効期限が参りましたけれども、5年間延長する改正法が衆参両院で可決・成立、全会一致ということでございました。3月30日に施行されたところでございます。これを受けまして、今年度中に事業計画を策定することになっておるところでございます。

本日の分科会は、法律に基づく第13次の事業計画ということになるわけでございます。本審議会でのご意見を伺いまして策定させていただきたいと思っております。

一昨年の10月に前回の分科会の開催をいただいたわけでございます。特殊土壌地帯を含めまして震災以降、防災に対する国民の意識が非常に高まっている中でございます。そうした中で、昨年7月には、ちょうど特殊土壌地帯であります九州北部で豪雨がございました。特殊土壌であったことにより被害が大きくなったという面もございました。

このようなことも含めまして、状況をご報告させていただきながら事業計画について説明させていただきまして、ご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

**【長崎地方振興課長】** ありがとうございます。それでは、議事に入ります前にもう一つだけ、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。議事次第、配席表のほか、資料1の名簿、資料2が横長で農林水産省と書いた物、資料3が本日検討いただく事業計画(案)でございます。それから、参考資料が横長の参考資料1、縦長の関係法令(抄)という参考資料の2、そして参考資料の3が現行の事業計画でございます。もし不足がございましたらお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行につきましては原田分科会長にお願いしたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【原田分科会長】 それでは、議事に入らせていただきます。今、實重農村振興局長からのご挨拶にあったとおりでございます。本日、法が5年延長されたことを受けて、また、時代の要請や変化していることも受けて、国が策定する特殊土壤地帯対策事業計画の13次の案についてご意見をいただきたいというものであります。

早速ですけれども、資料の2、特殊土壤地帯対策事業計画（第13次）の策定について及び資料3、特殊土壤地帯対策事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

【米田中山間地域振興課長】 それでは説明させていただきます。まず、資料2をお開きいただきたいと思います。

資料2は、次期事業計画の考え方を整理したものでございまして、めくっていただきますと、まず1ページ目でございますけれども、特殊土壤地帯対策の概要ということで簡単に説明をいたしたいと思います。

この目的としているところは、そこに書いてありますとおり、特殊土壤地帯の適切な災害防除と農地改良対策を樹立して、これに基づく事業を実施することで、その保全と農業生産力の向上を図ることを目的にしたものでございます。

先ほど来説明がありますように、（2）のところでございますが、この事業計画を制定するに当たって、国土審議会の意見を聴いて、これを定めることになっております。

この計画の中に、そこに書いております対象事業がございます。さらに、ここで行う事業につきましては、優遇措置として後進地域の負担割合のかさ上げ等の措置がなされるということでございます。右側の図にあるとおりの範囲で特殊土壤地帯が広がっているということです。

次のページをお開きください。改正の経緯ということでございます。先ほど話もありましたが、5年ごとの延長ということではずっと来ておまして、昨年改正法が施行されております。このときの国土審議会の意見につきましては、そこに書いております、「今後とも同法に基づく特殊土壤地帯対策を引き続き強力に推進すること」ということでございます。この事業計画策定が本年3月までに策定しないといけないということでございます。

次に、3ページでございますが、今回、第13次の事業計画（案）、内容の充実を幾つか図ってございまして、その視点について述べたところでございます。

そこに全体のアウトラインを示しておりますが、13次計画は、近年、気候変動等が原因と見られる甚大な自然災害が多発している状況、あるいは東日本大震災を契機とした耐震性への関心の高まり、こういったことを踏まえまして、災害の被害を最小化する減災の

考え方、あるいは耐震対策の促進、こういったものを新たな視点として加えて策定するものでございます。

全体でございますが、左側は第12次の計画でございます。大きく緑色でくくっているような3つのパーツで、配慮事項等が書き込まれておりまして、対象となる事業につきましては、一番右側の水色の部分、こういった対策事業が示されているということでございます。今回、対象事業につきましては変わらないという形でございます。

進めるに当たっての配慮事項等につきまして、新たな観点から整理したものが真ん中のところでございます。まず、対策の必要性ということで、想定を超える降雨ということで、これに伴う大規模な土砂災害等、甚大な自然災害が多発している、災害リスクが増大していることへの対応が必要ということです。

それから、東日本大震災がありまして、社会資本整備として全体的に耐震性への国民的な関心の高まりがありまして、これに対応する必要があります。

こういったものを受けまして、特土対策実施上の配慮事項としまして、1つは、国土強靱化の観点から必要な耐震対策を促進する。それから、防災・減災ということで、災害時であっても被害を最小化する減災の考え方、これを防災と一緒にやるハード・ソフト一体となった総合的な災害対策を推進するというところでございます。

一番下の特土計画のフォローアップ、これは、前回の中でも審議していただきまして、今、5年間という計画期間でございますが、この対策期間中において必要がある場合には、対策事業の内容等につきまして、この分科会に対して報告する、こんなことを新たに位置づけたいということでございます。

次のページを開いていただきまして、対策の必要性、以下、先ほどの新たな視点に沿って説明させていただきます。

まず、想定を超える降雨に伴う自然災害の多発ということでございますが、左側にグラフを載せております。大雨の発生回数の状況を特土地帯と全国でどう違うかということも1時間降水量50ミリ、100ミリ、それぞれについて比較したものでございます。

これは、単位を1万平方キロメートル当たりということでやっておりまして、ご覧になられたらわかるように全国、特土地帯を問わず、発生回数が増えております。特土地帯は、回数が全国の2倍以上となっている状況がわかるかと思っております。

それから、右側は、特土地帯とそれ以外の都道府県、これにつきまして年間水害の被害額、あるいは年間土砂災害件数を比べたものでございまして、それぞれ1.5倍、2.1倍

と特土地帯のほうが多く発生しているということでございます。

5 ページ目は、前回も説明しているかと思いますが、特土地域の指定に深くかかわっております台風と降水量の状況ということです。台風の来襲も多く、年降水量も多い地帯であるということでございます。

6 ページ目でございますが、ここでは特殊土壌地帯で降水量、特に記録的な降水量が出ている状況を整理したものでございまして、1 時間降水量というのが表の左から3 丁目、その横に2 4 時間降水量でございます。それぞれ記録を更新した地点が過去5 カ年間で1 6 地点、1 2 地点、それに伴う災害の件数が7 0 4 と非常に多くなっている状況でございます。

7 ページに移らせていただきまして、昨年7 月に起こりました九州北部豪雨の状況でございます。左側の絵にありますが、熊本県、大分県、福岡県の県境のあたりを中心としまして豪雨があったということでございます。

多いところでございますと、阿蘇の乙姫で1 1 日から1 4 日までの間に8 1 5 ミリ、非常に激しい雨が降った。そのとき観測史上1 位を更新した地点が、それぞれ左側の下に書いておりますが、1 時間降水量から3 時間降水量、2 4 時間降水量、それぞれ4 点、5 点、1 地点、特土地帯で更新されたということでございます。

右側でございますが、この豪雨でいろいろな災害が発生している状況ということで、熊本、福岡県では死者も出たということでございます。

次のページに移らせていただきますが、これは、いろんな対策事業を施しておりますが、先ほど申しました九州北部豪雨においても、こういった対策事業が功を奏しまして災害が防止されたということございました。8 ページは、それを2 つ例示しております。

まず、左側の砂防事業による事例でございますが、その写真を見ていただければわかりますように、これは、一番左上の左側にありますが、五木村の役場近くを流れる河川の上流に砂防堰堤が2 基つくられているということで、その下の写真にありますように、この2 つの砂防堰堤が7, 1 0 0 立米の土砂を捕捉して、災害から守ったということでございます。

さらに、右側は、急傾斜地崩壊対策事業による事例でございますが、写真のように土砂崩壊が起こったところに、この事業によりまして急傾斜地崩壊防止施設、待受擁壁が整備されていたということで、これで防いで下の人家が救われたと。擁壁自体は、損傷を若干受けたんですが、人命等に影響はなかったということでございます。

そのほかの事例としまして、9ページの左側、治山事業による事例でございます。平成21年の豪雨で災害を受けて集合住宅裏が崩壊した、土砂が敷地内に流入したということで、写真のような法枠工を施工し、山腹を安定させ、その後、被害は発生していないということでございます。

それから、その右側でございますが、治水事業の例でございます。ここは鹿児島県の米之津川でございますが、平成18年に洪水がございまして、河川の左上に表がありますが、浸水面積が287ヘクタール、浸水家屋が1,305戸という非常に大きな被害があったんですが、その後、この事業によりまして河床掘削とか、引堤とかを行いまして、平成23年、同規模の洪水が発生したけれども、そのときには河川の洪水の水位が1メートル低下し、家屋の浸水被害が防止されたという事例でございます。

次に、10ページをお開きください。対策の必要性の新たな視点の②でございまして、耐震性への対応でございます。東日本大震災によりまして、社会資本整備の最も重要な使命が国民の命と暮らしを守ることにあるということを多くの国民が改めて認識したところでございます。

地震の発生頻度、左側の上にご書いてありますが、東日本大震災発生以前、3年間平均で155回、これが平成24年度1年間で200回と3割程度多くなっています。震災以降現在までは、そこに書いておりますように頻繁に余震等が起こっているということでございます。

その右側に国民意識調査というものでグラフがあります。これは、国土交通省が実施したものでございますが、東日本大震災を踏まえ、社会資本に求める機能について聞いたところ、安全・安心を確保する機能が最多で突出しているということでございます。

こういったことを受けまして、左下の点線で囲んでおりますところに、震災を踏まえた政府の対応方針というものを掲げております。事前防災・減災のための国土強靱化の推進等ということで、事前防災・減災対策の抜本的な強化でございますとか、東日本大震災の経験を踏まえ、社会の重要インフラ等の防御体制の整備を進めるというようなことが閣議決定されたということでございます。

11ページでございますが、ここから特土対策実施上の配慮事項ということで説明させていただきます。

先ほど説明した新たな視点の3番目の耐震対策ということでございますが、国土強靱化の観点から施設の耐震性の点検・調査や必要な整備等、耐震対策を促進するというところで

書かせていただきました。

東日本大震災では、農業水利施設等について言いますと、ため池とか排水機場、こういったものが被災しまして、ため池の決壊により人命が失われるなどの甚大な被害が発生したところでございます。こういった農業水利施設で農業、農地以外にも地域住民の財産、生命等にも甚大な影響を与えるということでございまして、地震による被災の影響が大きい農業水利施設等の耐震性の点検・調査、あるいは必要な整備を実施して、災害の未然防止を図るということでございます。

その下に考え方を2つ紹介しています。左側のほうは、国営土地改良施設の重要構造物への対応でございます。当然、耐震設計というものは行っておるところでございますが、これにつきまして、より大きな極めて激しい地震動が来たときに、それに耐えられるかという耐震性の照査を行い、必要に応じて整備を行うというものでございます。耐震設計を行っているんだけど、より激しいものに対する照査が23年度時点では約2割しかできていない。28年度を目標として6割まで上げるということで、これは土地改良長期計画の中に位置づけておるところでございます。

それから、右側のため池の耐震対策でございますが、これは、少し様相が変わってまして、ため池といいますと江戸時代とか、古い時代に築造されたものが非常に多くなっておりまして、当然、耐震設計を行っていないもの、あるいは不明なものがございまして、そういったものを調査して必要な整備を行うということでございます。

次の12ページをお開きください。新たな視点の④として防災・減災対策でございます。先ほど全体のところで説明しましたように、防災に加えて、被災しても人命が失われないことを最重視しまして、警戒避難体制の整備充実・強化等により、災害時の被害を最小化する減災という考え方に基づいて、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を推進するというところでございます。

下の左側のほうに警戒避難体制の充実・強化云々というところの囲みがございます。土砂災害の場合に、どういったことをやるようになっていくかというところをそこに書いております。これについては、警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成・周知。あるいは最近、情報通信技術が相当進んできているので、こういったものを活用して情報のより確実な住民への提供でございますとか、被害を想定した訓練、広報活動、防災教育。あるいは東日本大震災のときにも地域コミュニティーというものが重要だということが改めて言われたわけでございますが、地域の方々との共同による災害危険箇所とか、施設の

巡視・点検体制を構築していくというような取り組みが必要になっているということでございます。

右側に市町村がつくります土砂災害ハザードマップの作成状況でございます。土砂災害警戒区域の指定は各都道府県が現在進めているところでありまして、指定区域についてはマップが公表されています。それに基づきまして特土地帯の254市町村では、8割以上の215市町村が区域指定に応じて土砂災害ハザードマップを作成しています。作成する予定があるところを加えると9割を超えている状況でございます。

それから、13ページ開いていただきますと、ここに土砂災害ハザードマップの事例を挙げております。鹿児島県垂水市でございます。そこに赤い色と黄色い色で示してありますが、赤いほうは急傾斜地の崩壊を警戒する地域、黄色いところが土石流に対しての警戒地域ということになっております。

そのほかに、ちょっと見にくいんですが、右下のほうに新城地区公民館と緑で書いてありますが、避難所でございます。それから、紫で3カ所に防災行政無線の屋外拡声器というものが設けられているところがわかろうかと思います。

それから、右側のほうには、土砂災害が起こるときの前兆でございますとか、避難警告等の伝達、こういうことでやりますよということで、いろんなシステム、パソコンとか電話とかメールとか、そういったものを活用した連絡体制をここにあわせて掲示してあるところでございます。

次のページをお開きください。14ページでございますが、災害警戒体制、先ほど申しましたものに対する事例でございます。内容的には、先ほど申しましたようなことを、地域が自主防災組織を結成しまして災害危険箇所の把握なり、防災訓練、あるいは避難計画の策定などを行っておるということでございまして、避難所につきましてもあらかじめ雨量等を根拠にした基準を設けて、それによってすぐに対応できるようになっているということで、例としては要援護者の避難基準について載せております。

次の15ページでございますが、ここにつきましては左側に広報活動の事例でございます。小学生を対象にした治山事業の役割、あるいは災害のメカニズムを教える出前講座ですとか、イメージキャラクターを利用した広報。それから、中のほうには県のOBの方、こういった方の団体とコンサルタント団体、こういった方々からなる協会を組織して、そこを森林技術サポーターに認定して、いろいろな施設点検等に住民と一緒に活動してもらっているという事例でございます。

それから、右側のほうは地域住民の共同活動で、これは農業、農地の保全でございますけれども、高齢化、過疎化が非常に進んでいる中で、地域の共同活動が難しくなっているというところで、こういったものに対する交付金の制度をつくっておるところでございます。農業者だけではなくて非農業者も含めて地域で、ここに書いておりますような排水路の整備でございますとか、草刈りとかを行っています。

特殊土壌地帯では、やはり排水が一番大事と言ってもいいぐらい重要なことになっておりまして、ここの管理がおろそかになると土砂が埋まったり、あるいは草が生えたりして排水能力が落ちることで災害につながりますので、こういった日ごろからの管理をしっかり行う、交付金を活用して保全していくという取り組みを行っているところでございます。

最後、16ページでございますが、新たな視点の⑤ということで特土計画のフォローアップということでございます。気候変動等が要因と見られる甚大な自然災害が多発している状況に鑑みまして、対策期間の中間段階において対策事業の内容、進捗状況について、必要に応じて分科会に対して報告するというところで、中間段階でここに書いておりますような仕組みで分科会のほうに報告を行うことにしたいと考えております。

それから、資料3に行きます前に、参考資料の1もあわせて説明させていただきたいと思っております。これにつきましては、前回、委員の皆様から宿題といたしますか、質問等があったものでございますから、それに対して現時点の現状などをまとめたものでございます。

まず、1ページをお開きください。特殊土壌の分布状況の把握が必要ではないかという話がございまして、これについて資料を当たってみました。これは、鹿児島県の例でございますけれども、右側のほうにあるのが、国土調査土地分類調査にある表層地質図でございます。この地図の白いところがシラス台地になっております。シラス台地が崖になって落ちて、低平地の水田地帯が水色になっております。

次のページをお開きください。先ほどのところを一部拡大したものでございます。左側の赤くゴマ粒みたいに色がついているところがシラスでございます。こういったシラスの分布、この幅が狭いところが先ほどのシラス台地が崖になっているところで幅の広いところは平面状になっている台地の上だというふうに考えています。右側のほうに急傾斜地崩壊の危険箇所のハザードマップをつけておりますが、シラスの崖が急なところが、そういったところに指定されている状況が対応されている。結果的にそういうことになっているということでございます。

次の3ページ目でございますが、これにつきましては、表土の土壌流亡の現状や実態、

あるいは、その対応策についてということでご質問がございました。ここでは事例を紹介させていただきたいと思います。鹿児島県の新西方地区の事例でございまして、シラス台地でございます。降雨流出等におきまして面状侵食が起こるということで、農作物以外にも排水路の流失でございますとか埋没、あるいは道路などが被害を受けるという状況がございました。それで、それに対する対応を行ったということでございます。

左側の下のところに表土流出の状況ということで示させていただきました。短冊で示しておりますが、色がついているところが表土の部分でございます。そのところに、ちょっと見にくいんですが、赤い破線があると思います。この赤い破線から上が侵食を受けたということで、これを全体で平均すると侵食度が26%ということでございます。

これに対する対策を右側に整理しております。ここで承水路についてということでありますけれども、右側の図のところの上一本線がついておりまして、その下のほうに承水路というものが書かれております。右から左に傾斜しておりまして、雨水はこの上を流れるということで、雨水が集まってきますと、どうしても一番下流側が侵食が最初に起きる。放っておくと、それがどんどん上流に広がっていくということで、ここではA畑、B畑と書いてありますが、その間に雨水をキャッチする承水路を設ける。そうすることで末端の流量が抑えられますので、B畑もA畑もどっちも表土流亡が抑えられるといった考え方で対策をしております。これで被害の発生が抑えられているということでございます。

これから先は、農業生産性についても目を向けるべきというような話もございまして、事例ということで、4ページに示しておりますのは南薩地区の事例でございます。

コラという特殊土壌の排除に始まりまして、かんがい排水、区画整理等いろいろやってきました。その結果でございますが、下の左側の上のほうのグラフでございます。これは、農産物販売規模別農家数ということでございまして、1,000万円以上の農家が非常に増えている。県全体と比べても非常に大きいということ。それから、戸当たりの生産農業所得も南薩地域は3.3倍というふうには増えているところでございます。

その下のほうでございますが、南薩地区というのは鹿児島県の県全体のモデルになっておりまして、今、これをモデルにいろんなところでこういった事業の取り組みをしているわけございまして、5ページの左側でございますが、整備にあわせて営農支援を一体的に行っているということでございます。畑地帯、どうしても水が大事でございますので、畑地かんがいを有効に農業生産の向上につないでいくために、実証ほ場を設けましたり、あるいは受益者に器具を使う研修会をやったり、あるいは篤農家を畑かんマイスターとし

て委嘱して、畑かん利用方法等を農業者同士が教え合うという体制もつくっているということでございます。

それから、右側は、生産性の向上には農地集積が重要でございますので、これは、経営体育成基盤整備事業を通じて農地集積が進んでいる事例。それが発展して、ブランド化とか、加工品の販売でございますとか、そういったものに結びついている事例を示しております。

次に、資料3でございますが、事業計画（第13次）の（案）でございます。赤字で示しているところが、今説明したことに基づきまして修正加筆を加えたところでございます。

まず、資料3の1ページでございますが、赤字で、「これまでの想定を超える降雨に伴う大規模な土砂災害等」という言葉を入れさせていただきました。それから、「農業上も表土の土壌流出が起りやすい等不利な土壌」ということで、不利な土壌の説明を例示的に入れさせていただきました。

それから、その下のほうでございますが、社会資本整備に関する事項の中で、環境問題とあわせて、「耐震性への対応も必要となっている」ということを入れております。

2ページ目でございますが、特殊土壌地帯対策事業の内容ということで、ここに対策期間、これは、中間報告の関係で対策期間の定義が必要なので、ここで入れさせていただきました。

それから、治水のところでございますが、これは、赤字のところは修正されておりますが、これにつきましては現時点での言いぶりといいますか、表現の適正化を図ったということで、内容的なものが変わるわけではございません。次の急傾斜地崩壊対策につきましても、人命保全を重視しているということから、そういった書きぶりを変えております。

それから、3ページでございますが、特殊土壌対策事業の実施に当たっての配慮事項の（2）事業間の連携等の推進のところは、「必要な耐震対策の促進」ということを入れさせていただきました。

それから、（3）ソフト施策との連携の強化ということで、記載内容を充実した関係で「強化」という言葉を使っております。先ほど申しましたように、防災及び災害時の被害を最小化する減災の考え方にに基づき行うということで、また、「適時適切な災害関連情報の提示」というものを新たに入れたということでございます。

その下の、「また、農業生産性」以下は、従来一文であったものを二文にした関係で継ぎ足したものでございます。

最後に、中間報告ということで、先ほど申しましたような形で、中間段階において、必要に応じてこの分科会に対し報告するということを言っております。

最後、4ページ目でございますが、特土地帯対策事業をここに書いております。赤字で書いてありますが、これは事業の中身は変わりませんで、予算の名称変更に伴う変更ということでございます。それから、この5年間の間にいろんな交付金が出ておりますので、その交付金も含まますよということを注意書き的に書いております。

以上でございます。

**【原田分科会長】** ありがとうございます。災害が発生しやすく農業生産の低い地域というのを指定していて、災害防除、農地改良ということですが、新たな視点の追加ということで、必要性とか事例とか、今の時代背景を踏まえての具体的な説明がございました。それから、宿題についてもご回答がありました。

こういうものを踏まえて、今日は、今後の特殊土地帯対策のあり方など、それぞれの委員の立場で現場の状況、あるいはご専門の観点からご意見をいただければありがたいということであります。どこからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

誰も手が挙がらなければ、近いところから高木先生。

**【高木分科会長代理】** それでは、まず質問でよろしいでしょうか。今の説明の中で耐震対策、資料の3で言いますと、(案)の3ページのところの実施に当たっての配慮のところの(2)の事業間の連携等の推進のところ、**「必要な耐震対策の促進」**と書いてありますが、これは、最初のほうの事業内容のところ、(1)から(5)まで書かれておりますけれども、ここの話は(1)から(5)のどこかに入るというものでしょうか。それとも、また別途。

**【米田中山間地域振興課長】** 赤字の箇所でしょうか。

**【高木分科会長代理】** そうです。

**【米田中山間地域振興課長】** 赤字は、今回新たに13次に入れ込むということになります。

**【高木分科会長代理】** そうですか。

**【原田分科会長】** 今は資料2の3ページ、先ほどの図を見ていただくと、新たな視点としてこういうものを追加したいということが書いてございまして、右側の特殊土地帯対策事業の実施のメニューは基本的には変わらない。だけど、それを実施する上で、今の時代背景を踏まえて、新たな視点の観点から、その点を重視して展開していきたいと、そ

ういので文章も変わっているということだと思います。

【高木分科会長代理】　　そうですか。

【原田分科会長】　　よろしいでしょうか。

【實重農村振興局長】　　よろしいでしょうか。その関係でございますが、耐震についてやっていかなければならない点がソフト面とハード面とあると思っております。ここに掲げられた1から6まで、全て耐震については強化していく必要があると思っております。

今、私どもがやっておりますのは、今回、補正予算で国土強靱化で予算が相当獲得できましたし、また、今、国会でご審議いただいているところでございますけれども、新規要求でもしっかり。1つは、例えば点検、農水省関係、私ども土地改良施設の予算では定額にいたしまして、2分の1補助とかにいたしますと自治体の財政状況などでできなかつたりしますので、もう10割国でお金を出す、急いで点検をやってもらうというようなことを補正予算で対応しているところでございます。その上で、今度は急ぐもの、壊れそうなものについては急いでハードの整備を行います。

また、もう一つソフトがございまして、ハザードマップをつくったり、ほかの土地改良事業だけではない活動との連携体制をつくりましたり、そういったようなソフトの仕組みも必要だと思っております。

そういう意味で、それぞれの事業に横串で、そういった観点が入るという趣旨で3に書かせていただいているところでございます。

【高木分科会長代理】　　わかりました。

【原田分科会長】　　ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。質問していただけると追加の説明がいただけるということで、いかがでしょうか。

【井本特別委員】　　よろしいですか。

【原田分科会長】　　どうぞ。

【井本特別委員】　　今の3ページの(4)のところに環境との調和への配慮、これはもともとあった項目でございますけれども、大変大事な項目だと思いますが、今日のお話ですと防災、人命が大事ということで、排水をよくするためにコンクリートの三面張りの水路にするとか、環境に関する配慮に関してはあまり触れられておられなかったんです。

そういう意味では、環境には圧迫するというか、マイナスの工事もかなりあると思しますので、できれば、そういうものと同時に、環境との調和にも配慮しつつ安全な構造にし

ていくということをひとつ心がけていただければと思います。

【原田分科会長】 ありがとうございます。ここに項目としては書いてあるけど、実際にどうだというご質問ですが、何かございますでしょうか。

【米田中山間地域振興課長】 私どもも環境との調和に配慮したということで進めておりまして、コンクリートの写真をつけていたのであれかもしれませんが、折り合いをどうやってつけていくかということを経域で十分話し合いながら、配慮できるところは配慮していくし、ちょっとここは我慢しようというところは我慢して、全体としては環境の保全を図っていくことを守りながら進めていくというやり方でやっているところでございます。

【井本特別委員】 はい。

【原田分科会長】 はい。

【實重農村振興局長】 私ども農水省の関係で申しますと、例えばコンクリート三面張りの農業水路をつくることによって生産性の効率を追求してきたという時代がありました。しかしながら、最近ではコンクリ三面張りばかりがいいのではない。やはり農村に住んでいる方々が散歩するときに、親水機能がある、それから住んでいて気分がいい、また、そこにいろいろな生物がすむことができる。それによって生産性が上がる部分もあるわけでございます。ブランド化をすとか、環境保全型農業で付加価値をつけるというような取り組みが全国的に広がっております。

そこで、土地改良法も10年ほど前に改正いたしまして、土地改良事業をする際に環境に配慮するよという条文になっております。それは、やはり景観に配慮することすとか、生物多様性に配慮することすとか、国土保全に配慮することすとか、いろいろございます。施設によっても相当違っております。

頭首工、大きな施設をつくる場合には魚が上ってこられるように、最近魚道を必ずつけております。それから、小さな水田の周りで生物多様性をどういう具合に確保するかといった取り組みになると、これは農業者の方が自力でもできる。これは、先ほどちょっと写真もありましたけれども、自力でやっていただく共同の取り組みに対しても農地・水管理保全対策というんですが、これは花を農村の皆さんで植えていただくとか、そういったようなことも含めまして、大きな取り組みから小さな取り組みまでいろいろ環境保全をする。

それによって国民の皆さんからも、そういった活動なら税金を出してもいい、ご支援が

得られると思っておりますので、防災上の面とこういった環境配慮、両方追求していく必要があると思っております。

【原田分科会長】 ありがとうございます。新たな視点、重要なものと比べたけれども、決して従来の重要だと言っていることを軽視するわけではないというご説明でございましたので、大変によかったんじゃないかと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

【中村特別委員】 私の専門は土砂災害の分野です。今回の資料でも見せていただきましたが、いろんな施設があるとハード対策で災害の減災や回避できることがわかります。この際もっとやっていただきたいと思います。崖とか土石流とか危険箇所はたくさんあって、実際にはそこで全部ハード対策ができないので、そのためにソフト対策も必要になって、あわせてやっていると思いますが、やはりこの際、ハードを積極的にやっていただけたらと思います。

特に雨が多いというのがどういう意味を持っているかを考えると今まで以上の長雨だとか量が多いわけですから、前回もちょっと話をしたかもわかりませんが、今までの雨だと崩れないところとか、土石流の出ないところで斜面災害が起こります。それは雨がたくさん地面に入るわけですから、それだけ不安定化が進みます。その不安定なところは急傾斜の場合30度以上の斜面ということになっておりますが、それが非常に微妙で、箇所数は非常に少ないですが、雨がたくさん浸透するということで30度以下の低角度というか、角度がそれに近いところで崩れる可能性があるわけです。そうすると、低角度のところでは崩れるということは水をたくさん含んでいるので、高角度の斜面より流動性が増して遠くまで土砂が到達するような事例が出てくる可能性があります。

ですから、その辺を考えてハード対策を実施して欲しいと思います。ハード対策は優先順位があって、いろいろお決めになるのかもしれませんが、特に重要な施設とか福祉施設とか、そういうところは現在でも優先的にやっていると思いますが、角度が30度未満でも対策を積極的にやる必要があると思います。そういう意味で雨がが多いということがどういう意味を持っているかということをもう一度考え、対応していただけたらと思います。

それから、地震に対しては九州のシラスは雨にも地震にも弱いわけですから、そういう意味で地震が比較的多い九州では、地震のとき逃げるといったソフト対策は考えづらいので、ハード対策をきちんとやらないと土砂災害の回避はできないと思うんです。その辺をいろいろ考えられて、雨がが多いとか地震というのをちょっと別の視点で考えていただけたらと思っております。

【原田分科会長】 わかりました。今のはいかがでしょうか。

【米田中山間地域振興課長】 やはり雨の降り方が相当ひどくなっているということで、今回も書かせていただきましたけれども、先ほども申し上げましたように、そういう危険なところがあるんで各市町村、こういうハザードマップの整備をどんどん進めているところでございます。

優先順位というところもあるかもしれませんが、少し緩いところをどうするかということも含めて、そこは今後とも検討等が必要になってくるんじゃないかならうかと考えております。

【原田分科会長】 どうぞ。

【實重農村振興局長】 私のほうから2点お話をさせていただきます。

重要度の優先度というお話ですけれども、施設ごとに設計基準とか計画基準を詳細に定めさせていただいております。その中で重要度としてA、B、Cというランクづけをいたします。水路とかため池とか、そういうものを整備するに当たってでございますけれども、Aランクのものについては人命に影響があるもの。それから、Bランクは人命には影響がないけれども、社会的影響が大きいもの。Cランクはその他のものということでございまして、やはりAランクのものは急いで、また、しっかりとした耐震性などを持ったものを整備する必要があるという具合に、設計基準は絶えず見直して、今も耐震ということを踏まえて直しておりますが、そういった重要度区分というものは関係の事業施行主体に対して普及していきたいと思っております。それが1点でございます。

もう一点は、日本社会全体で社会資本の老朽化が大変問題になっておりますが、私どもの分野では農業水利施設が大変老朽化しております。これは農業用水をきちんと供給するということと同時に、水路とか大きなため池とか頭首工というものが壊れますと大変な被害を及ぼすおそれがあるということで、これの点検と、緊急なものについては緊急にお金をかけて整備していかなければならないというのが重要な課題になっております。

国がつくりましたものはかなり大きいものが多いんですけども、国営造成施設でも2割ぐらいが耐用年数を過ぎております。コンクリートでつくりましたものは耐用年数が40年でございますけれども、これがもう過ぎてしまっている。あと10年たつと、これが3割ぐらいになってしまうという状況でございます。

点検をして全く新しいものをつくり直すと非常にお金がかかりますので、長寿命化、補修をいたしまして、40年のものを60年持たせるということはやっておりますし、これ

は国土交通省さんの社会資本も同じようにやっているわけでありますけれども、いずれは更新していかなければなりません、更新して新しいものをつくるといったことをやっていかなければなりません。これについても、今ご指摘がありました重要度、優先度、こういうことを考えながら進めていく必要があると思っております。

【原田分科会長】 おそらく資料3の3ページに考慮する視点として「ソフト施策との連携の強化」というふうに書いているけれども、連携するというのはいいけど、ソフト施策ばかりになったら困るぞというご注意だったかと思うんですが、今ご説明があったように、いろいろやっておられるということで、わざわざ書かなくてもいいですかね。今までやってきたから、重要度評価に従ってハード対策もできる限り効率的、効果的にやっていくという基本的な姿勢はあるということで、確認させていただいたということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

磯部委員、何かございますか。どうぞ。

【磯部特別委員】 今お話に出ていたのですが、島根県は非常に高齢化が進んでいまして、地域が高齢化のためにいろいろ動かなくなってきたという現状が1つあって、今の実施に当たっての配慮の3番目のソフト施策との連携の強化に対しては非常に難しい状況があると思っております。被害を受けないためには、そういった面に対して意識を継続して地域の人が持っているためにはどのような方策というか、施策があるのか、今、農地・水保全の交付金などを全市町村が協働活動の中で活用してしまして、480ぐらい組織をつくっているのですが、それでも十分でなかったり、それから高齢化率がもう40%近くになっていて、なかなか活用が難しい状況もあるにはあるのですけれども、やはり共同で何とか住みやすい地域をつくって行って、ことにハザードマップはどの市町村もつくったり、水路の補修事業などを活発にしています。

その中で、先日、地域の会議で、そこですごく問題になったのは、いろんな交付金や事業費をいただくけれども、細かく分けて1つの組織がもらうため報告書に記載するとき事業の一部でしかなく、それを事業費ごとに分けて細かく表記するには、70歳、80歳以上の役員の人にとっては非常に難しい。

今回、農地・水保全では、24年度から4分の1ぐらいに事務処理は軽減していただいているのですが、普段農作業の写真を撮らない人たちが作業写真を残すことを忘れがちでなかなかできないので、もう少しそういった面の軽減ができないのだろうか。一括したという形をとる、一つ一つをどう使ったというよりも、それらをまとめたほうが、このお

金でここだけしました、ここからはこっちのお金でやりましたと言われると非常に困ると  
いう意見がたくさん出てきたのです。

この記録などの軽減は、今回、4分の1ぐらいまでに軽減していただいて大変ありがたい  
という話は出ていたのですけれども、付随した問題について多少配慮していただけます  
と、より連携が強まっていくのではないだろうか。ちょっとこの問題とは外れるかもし  
れないのですが、実施に当たっての配慮の(3)からこのようなことを思いました。

【原田分科会長】       ありがとうございます。何かございますか。

【實重農村振興局長】       よろしいですか。おっしゃるとおりだと思います。農地・水保  
全管理対策についてのご指摘ですので、ちょっと話をさせていただきたいと思いますが、  
これは平成19年から始まりました。手続が大変面倒である、確かにそういう問題がござ  
いました。平成19年、それ以前は、農業者の方が集落の周辺の水路ですとか、農道を管  
理するのは無償奉仕でやっておられたわけですが、19年からその活動に対して  
経費を助成するというので、今も300億円ほど出させていただいております。全国で  
2万の組織ができておまして、そういう組織を作って、計画を作って活動していただく  
ところに、都会であれば、道路の掃除も水路の掃除も自治体が全部やっているわけござ  
いますから、農業者の方、あるいは地域の住民の方が集まってやっていただくものに対  
して助成するという形をとっております。

ただ、それは、掃除だけではなくて、花を作っていただくとか、それから点検、補修、  
そういうことをやっていただければ、もっと出しますというような格好で単価が調整され  
ております。

今、手続のお話でございますけれども、やはり最初は、スタートするに当たりまして、  
ちゃんと使っていただけるだろうか、会計検査的な問題が生じないだろうかということで、  
かなり細かかったきらいがございました。

それが5年やってみて大変定着しておまして、特に問題のあるような活動はなかった  
ということで、24年に大幅に削減させていただきました。今、4分の1というお話がご  
ざいましたけれども、私どもの様式のほうから見ますと20ページぐらいあったのが3ペ  
ージぐらいになっていると思います。ただ、その3ページも1ページ当たりの内容によっ  
ては4分の1ぐらいになるのかもしれませんが。

それから、報告の方も大変面倒だったわけございまして、実は写真は廃止いたしまし  
た。今、写真という話がありましたけれども、活動していただいている様子を写真に撮っ

て、それを何月何日に誰が出てこられて、どんな活動をしたかというのを一々日誌のように作っていただいております。これは、大変面倒だというお話がございましたし、100枚ぐらい写真が必要だったんですが、補助事業で写真を義務づけているものはほとんどございません。実際に履行状況が大変良かったので、実は24年度からは写真は全部廃止いたしまして、報告もごく簡単になっております。

ただ、市町村によっては、後で例えば会計検査が入ると、あるいは県もそうなんですけれども、そういうことを若干心配されるのか、まだ、そういうことを若干要求しておられるところがあると聞いております。私どもは、問題がなければ、できるだけ簡素化するということは引き続き言っていきたいと思うんですけれども、県、市町村のお考えによっては若干まだ面倒なところもあると思います。

さらに簡素化できるところがあれば、私どもは気をつけて改善していきたいと思っております。

**【原田分科会長】**      ありがとうございました。

和田委員、いかがでしょうか。

**【和田特別委員】**      私は九州でして、昨年、豪雨がありました。私も調査に行ったりしたんですけれども、そういうのを見るにつけ、基本的に、別紙に掲げられているような事業は必要だというふうに思います。

今回、新しく耐震という視点がつけ加わっているわけですが、全然反対するわけではなく賛成なんです、特殊土地域と地震というのは、水害とか何かよりは一致が悪いですよね。ですから、今、耐震、耐震といったらすごく重要なことだから、それにぼんとのかったというふうな雰囲気、全くほかの人が見たら漂うという可能性もあると思うんです。

ですから、そのあたりはもう少しスペシフィックな説明というのか、横串を通すということですから、どういう横串なのかということがわかるようなのがもう少しあったらいいかなという感じがします。

それから、新しい視点ということで3ページ目の3の(5)に中間報告というのがあります。それから、事業の評価というのは再評価と事後評価ということで以前からやられているわけですが、技術的な事後評価というのを一層強化していただきたいと思えます。というのは、私も昨年の九州の豪雨の跡地を調査いたしましたけれども、もちろん砂防堰堤なんかは非常に役に立っているところはたくさんありますが、想定を超えたという

ふうに言われているだけあって、必ずしもそれだけでは十分でなかったということもあるし、新しい局面がちょっと出てきていると思うんですね。

ですから、過去のミスを洗い出すとか、そういう意味ではなくて、想定を超えたということは、これまでの技術を適用していけばいいということでもないと思うんですね。だから、新技術を採用するというか、新技術の研究開発を促進するという観点からも、事後の技術的な評価、報告書に写真をつけるとかそういうことではなくて、というものに一層力を入れるべきではないか。具体的にどうということは、今、私は申し上げる力はありませんけれども、というふうに思います。

【原田分科会長】       ありがとうございます。いかがでしょうか。

【實重農村振興局長】     最初のご指摘は、耐震に関して文章的にもう少し直して詳しく書いたほうがいいんじゃないかというご意見でしょうか。

【和田特別委員】       これは、これほど長文の資料にすべきものじゃないでしょうから、詳しくといっても限度があると思いますけれども、特殊土地帯と地震というものの関係というのを少し詳しく。

【實重農村振興局長】     先生、例えばどういう文章が考えられますでしょうか。ご意見があれば、それは入れようというように思っておりますけれども。

【和田特別委員】       特殊地帯のうちの、例えばこういう地域、地震の予知というのは非常に未熟で、それほど信頼に足るものではないんですけれども、今の活断層の調査なんかで危険度が非常に高いところと比較的そうでもないところがありますよね。例えば福岡市なんかは、中では非常に低いところですよ。ですから、そのあたりの情報も具体的に盛り込んでということです。ここでは地名を書くような文章ではありませんので、〇〇市とか、〇〇町というふうに書いたほうがいいというわけではありませんけれども。

【實重農村振興局長】     わかりました。文章は、またご相談させていただくということによろしいでしょうか。

【高木分科会長代理】     今に関して質問ともう一つ、若干大きな質問がありますが、耐震の話が出てきておりますけれども、主にため池の補強、そちらのほうが中心になって考えられておられるのかなと私は思っていたんですが、その辺いかがなんでしょうか。

【實重農村振興局長】     はい、ため池も大きな課題ですが、全体です。

【高木分科会長代理】     全体で。

【實重農村振興局長】     水路や頭首工等あります。

【高木分科会長代理】 それから、あと、資料3の2ページの事業内容の(5)のところの農地防災・保全のところですが、これに関連して、いわゆるシラス台地の縁辺部、そこには承水路とか落水施設が配備されているわけですが、これ、かなり老朽化が進んでおります。その辺の老朽化に対する対策です。更新とか補修、そういうものはどれぐらい行われているのか、進捗しているのかということと、今後そういう更新、シラス台地の縁辺部の排水路、それから落水施設の更新、あるいは補修、そういったものの計画があるのかどうか、その辺のところをお尋ねします。

【米田中山間地域振興課長】 特にシラス台地、排水の関係の施設たくさんございます。おっしゃるように相当老朽化が進んだ施設もあるということで、もう一つは、以前つくっていた水路が流域開発等で流出が速くなったりして、以前はよかったんだけど、今、またあふれるような状態になっているものとかがあるということは聞いています。

一方で、最近の集中豪雨に対応するために、老朽化した施設を水路だけ大きくするというのも財政的な問題もありますので、例えば調整池をやって、そこで下流へのならしをするというんですか、集中しないようにする。そういった取り組みを今、鹿児島県のほうでは始めておって、老朽化もあわせて、そんな改修のほうにこれから力を入れていかないといけないということで対応を考えているということでした。

【實重農村振興局長】 先生、今おっしゃっている落水施設というのは農業用の施設、農業用水路ですか。

【高木分科会長代理】 排水路のほうですね。

【實重農村振興局長】 排水路ですね。農業用の水路ですか。

【高木分科会長代理】 そうですね。農地の排水。

【實重農村振興局長】 それについては計画がございますので、お話をさせていただきます。

土地改良長期計画というのを定めております。最近では去年の3月末に閣議決定しております。その中で基幹的な農業用水施設の長寿命化対策をするということで定めておまして、平成22年の時点で4割しかまだ点検ができていない。それを5カ年で7割やろうということにしておるわけでございますけれども、内訳としては国営施設、国で造った施設の9割、それから県営施設、県で造った施設の5割で機能診断を終えまして、長寿命化を促進するというような計画にしております。

ただ、これ、5年でということなものですから、まだ時間が相当かかる。今回、国土強

靴化等で予算が相当ついておりますので、5年といわず、前倒しでどんどん進めていきたいと思っております。

すいません、それから、先ほど和田先生から技術的な自己点検のお話がありましたので、これは、まず農水省からお話をさせていただきますが、国交省さんからも何かあったら、国交省さんサイドの社会資本についてご説明いただければと思うんですけれども、私どもは、今、食料・農業・農村審議会の整備部会というのがありまして、その中で専門家の技術者の先生方にお集まりいただきまして、いろいろな意味での技術的自己点検をさせていただいております。

やはり災害が増えていること、それに伴ってどういう具合に整備水準を上げていくのか。しかし、私どもの問題点と申しますか、論点としましては農業者の負担が伴います。農業者の方が、水利施設で言うと5%とか、場合によっては1割とか、それぐらい負担されますので、一定の選択をしてもらわなければならない。

ただ、何でも選択していただくかという、必ずしもそうでもなくて、先ほど申し上げたような重要度Aのような、住宅地に密接していて、それが損壊した場合には重大な被害が及ぶような場合は、やはり、どうしてもやっていただかなければいけない。

それから、技術もどんどん新しくなってますので、安上がりで、コストが縮減できて、しかも効果が大きい技術、こういうものをどんどん採用していきたい。そういったような観点からご議論をいただいているところでございます。

これは、絶えず、それぞれの地域で自己点検しながら、また、それを全国的にもやって、基準の改定ですとか、あるいは通知文書での指導ですとか、そういったところに反映していかなければいけないと思っております。

**【長崎地方振興課長】** 専門外なものですから、あまりちゃんとしたことは申し上げられません、確かに事後評価という観点では、最近、アウトカム指標に対してどれぐらい達成できたのかという、そちらの側面は非常に厳しく言われておりまして、かなりやっております。

技術的な点につきましては、例えば何か事故が起きますと、いろいろな事故の調査という形で行って分析していると思いますし、それ以外でも何か災害が起きた場合には、国土交通省、例えば国土技術政策総合研究所ですとか、あるいは独立行政法人の土木研究所、そういったところに専門で研究している人間もおりますので、TEC-FORCEというような形で救援活動にも行きますけれども、そのときに現地を見て、何か問題が起きてい

るのかどうかといったことでは、きちんと見ているのではないかと思います。

すみません、直接の担当でなくて、きちんとしたことは申し上げられませんが、おっしゃるような技術的な検討というのは確かに重要だろうと思います。

【原田分科会長】 先ほど和田委員が言われた印象は、少なからずみんな持ったのかも知れませんが、災害に強い国土・地域づくりというのは、特殊土壌地域だけにかかっているわけではなくて、我が国の今の全体の政策の方針として、そういうものがあるということなので、この特殊土壌において地震で特に壊れやすいとか、特に災害が拡大するとか、そういうことがどこが明らかになったとか、そういう事実があれば、それを取り入れて書くというのが適切だと思いますが、そうでなくても、今回のように災害に強い国土・地域づくりという観点を踏まえて、今の新たな視点というので整理し、文章に耐震性という言葉が入ったり、耐震対策の促進ということが入ることは適切なことだろうと思うんですが。

【和田特別委員】 そう思います。

【原田分科会長】 そこはいいですね。

【和田特別委員】 はい。

【原田分科会長】 だから、無理に変えなくてもいいんじゃないかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。少し時間が余るんじゃないかと思っていましたけど、結構、予定の時間を超えるまで行っていますが、特に何かあればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この文章で、今いろいろな議論をいただいたことを踏まえて進めていただくということので了承していただきたいということなんですが、よろしいでしょうか。

(各委員から異議なし)

そうしましたら、本計画(案)につきましてはおおむねご了承ということですので、分科会としては異議なしということで手続を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事にその他とありますが、ほかには何かこの機会にというご意見ございますでしょうか。特になければ議事は終了ということで、本日の議事の概要は速やかに公表したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事進行を事務局にお返しいたします。

【長崎地方振興課長】 原田分科会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、渡延審議官より一言ご挨拶を申し上げます。

【渡延大臣官房審議官】 国土交通省国土政策局の審議官でございます。当分科会の閉会に当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げます。

大変お忙しい中、委員の先生方にはご出席を賜り、また、ただいま座長のお言葉にもございましたが、大変熱心なご審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

ただいま特殊土壌地帯対策事業計画（案）につきまして、分科会長の取りまとめどおり、ご審議の結果、ご了承いただきました。まことにありがとうございます。

私ども主務省庁3省、農林水産省、総務省をはじめとする関係省庁、さらには、今日は自治体の関係の委員にご出席いただけておりませんが、関係県との密接な連携によりまして、引き続き特殊土壌地帯対策を進めてまいる所存でございます。

事業計画につきましては、3省において速やかにまとめさせていただきまして、今年度中には関係の県に通知させていただきたいと考えているところでございます。

先生方には、今後とも引き続きご指導、ご鞭撻を賜ります。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。局長にかわりまして国土交通省の立場から御礼のご挨拶を申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

【長崎地方振興課長】 ありがとうございます。

最後に、事務局から2点だけお知らせがございます。まず、本日の資料ですが、お荷物になるようでしたら、その場に置いておいていただければ後日郵送いたしますので、よろしくお願ひいたします。

もう一点、本日の議事録につきましては、先ほど原田分科会長のお言葉にもありましたように速やかに公表すべく、各委員に後日内容のご確認をいただきまして、その後、公表させていただきたいと思っておりますので、そちらもあわせてよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の第6回特殊土壌地帯対策分科会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —